

漁業近代化資金

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

漁業者等が漁業経営の近代化を図るために必要な長期かつ低利の資金の融通

3 利用対象者

漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合、漁業・水産加工団体、水産加工

※ 一定基準の規約を有していること等の要件があります。

4 支援内容

(1) 資金使途：

- 漁船の建造若しくは取得又は改造等
- 漁船漁具保管修理施設等、漁場改良造成用機具、漁具等
- 水産動植物の種苗の購入又は育成
- 漁村環境整備施設 等

(2) 貸付限度額：

- 20トン以上の漁船建造資金借受者、養殖業を営む法人 3億6,000万円
又は団体、二以上の複合経営を行う者
- 漁船を使用して漁業を営む個人、養殖業を営む個人、 9,000万円
漁業生産組合、漁業を営む法人、水産加工業を営む法人
水産加工業を営む個人
- 漁業を営む個人（上記を除く） 1,800万円

※ 知事又は農林水産大臣が承認した場合は、その承認額

(3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ20年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・3.10%（令和8年6月18日現在）
※ 認定漁業者は、資金使途に応じて最長10年間の金利負担軽減措置有
- 融資率・・・原則80%以内（特認100%以内）

5 募集期間

- (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県漁業協同組合、農林中央金庫
- (3) 申込み先：山形県漁業協同組合、農林中央金庫

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：水産技術振興センター水産振興部
- (2) 担当（係）名：漁業調整担当
- (3) 電話番号：0234-24-6046

沿岸漁業改善資金

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

沿岸漁業者等が利用する経営改善、生活改善及び青年漁業者等養成のための無利子資金の融通

3 利用対象者

漁業を営む個人、漁業を営む法人

漁業・水産加工団体（一定基準の定めを有していること等の要件があります。）

4 支援内容

(1) 資金使途：

- 漁業経営改善のための設備・施設整備資金及び新養殖技術導入資金等
（自動航跡記録装置、魚群探知機、動力式つり機等の作業省力化に資する機器等の設置、養殖施設・種苗・餌料等の養殖技術の導入等）
- 漁家の生活改善のための設備投資資金及び婦人・高齢者の活動資金等
- 漁業後継者等養成確保のための研修教育資金及び経営開始資金等

(2) 貸付限度額：5,000万円

※ 知事が承認した場合は、その承認額

(3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ10年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・無利子

5 募集期間

- (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県漁業協同組合
- (3) 申込み先：山形県漁業協同組合

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：水産技術振興センター水産振興部
- (2) 担当（係）名：漁業調整担当
- (3) 電話番号：0234-24-6046

計画営漁推進資金

- 1 対象品目・分野 ○水産業
- 2 事業概要
漁業者等の計画的営漁を推進するために、必要な漁業操業資金及び漁業収入安定対策事業により拠出する積立金の低利資金の融通
- 3 利用対象者
漁業を営む個人、漁業を営む法人
- 4 支援内容
 - (1) 資金使途：
○ 漁業操業資金
(1年未満の短期運転資金：前払保険料、先払給与費、出漁仕込品費、修理費等)
 - (2) 貸付限度額：
○ 漁業操業資金・・・1,000万円
○ 積立金・・・300万円
 - (3) その他：
○ 償還期限・・・資金使途に応じ1年以内
○ 借入金利・・・2.50%（令和8年度）
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
 - (2) 申請書類（様式）の入手先：山形県漁業協同組合
 - (3) 申込み先：山形県漁業協同組合
- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：水産技術振興センター水産振興部
 - (2) 担当（係）名：漁業調整担当
 - (3) 電話番号：0234-24-6046